



清友短信

発行日 2026年2月18日

No. 113

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

令和8年度税制改正大綱の概要

令和8年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

物価高への対応として物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの構築、「強い経済」の実現に向けた対応の観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が予定されています。今回は主な改正事項をご紹介します。

1. 法人課税関連

特定生産性向上設備等投資促進税制（大胆な設備投資促進税制）の創設

- ・特定機械装置等の取得等をし、事業の用に供した場合に、その特定機械装置等について、即時償却または、税額控除（取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）のいずれかを選択適用

※税額控除限度額は法人税額×20%

- ・予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について認定を受けた法人に限り、控除限度超過額を3年間繰越し可能

※特定機械装置等

生産等設備を構成する一定規模以上の機械装置等で、投資計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者等は5億円以上）であること等の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたもの

賃上げ税制の見直し

- ・大企業向けの措置は、令和8年3月31日で廃止
- ・中堅企業向け措置は、見直しを行った上で令和9年3月31日で廃止
- ・中小企業向け措置の見直し

中堅企業向け措置の見直しの内容

（改正前）

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費の上乗せ
+3%	10%	+5%
+4%	25%	

（改正後）

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費の上乗せ
+4%	10%	廃止
+5%	15%	
+6%	25%	

※令和9年3月31日で廃止

中小企業向け措置の見直しの内容

(改正前) 教育訓練費の上乗せ +5%

(改正後) 教育訓練費の上乗せ **廃止**

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- ・ 取得価額の基準の引き上げ
改正前：30万円未満 → 改正後：40万円未満
- ・ 対象とならない法人の常時使用人数の引き締め
改正前：500人超 → 改正後：400人超
- ・ 上記の措置を講じた上で、適用期限を令和11年3月31日まで3年延長

2. 個人所得税関連

物価上昇局面における基礎控除等の対応

- ・ 物価連動により基礎控除・給与所得控除などを2年ごと調整

令和8年分以後

基礎控除の見直し

- ・ 合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除（本則）の引き上げ
改正前：58万円 → 改正後：62万円
※合計所得金額2,350万円超の個人は変更なし。
- ・ 次の個人の基礎控除の特例による加算部分の引き上げ
 - ・ 合計所得金額132万円以下の個人
改正前：37万円 → 改正後：42万円
 - ・ 合計所得金額489万円以下の個人
改正前：所得に応じて10万～30万円 → 改正後：一律42万円

給与所得控除の見直し

- ・ 最低保障額（本則）の引き上げ
改正前：65万円 → 改正後：69万円
- ・ 最低保障額の特例による加算
上記最低保障額に5万円を加算（加算後計74万円）

同一生計配偶者・扶養親族の所得要件の見直し

改正前：58万円以下 → 改正後：62万円以下

ひとり親の子の所得要件の見直し

改正前：58万円以下 → 改正後：62万円以下

勤労学生の所得要件の見直し

改正前：85万円以下 → 改正後：89万円以下

令和9年分以後

ひとり親控除の見直し（令和9年分以後）

改正前：35万円 → 改正後：38万円

青色申告特別控除の見直し

- ・電子申告と一定の要件を満たす場合の青色申告特別控除の引き上げ
改正前：65万円控除 → 改正後：75万円控除
55万円控除 → 10万円控除（書面申告の場合）
10万円控除 → 10万円控除（簡易簿記）

■適用時期

令和9年分以後

3. 資産税関連

貸付用不動産の評価方法の見直し

- ・被相続人等が課税時期前5年以内に取得または新築した一定の貸付用不動産の評価方法の見直し
現行の「通常の取引価額に相当する金額により評価する方法」に加えて、課税上の弊害がない場合には、「取得価額（地価変動等を考慮）の80%に相当する金額により評価する方法」が認められる。

■適用時期

令和9年1月1日以後贈与又は相続

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
令和8年3月31日の期限をもって終了

4. 消費税関連

小規模個人事業者向け「税額控除の経過措置」の見直し

- ・現行の「2割特例」の廃止に伴う「3割特例」の創設
対象…個人事業者のみ
内容…売上に係る消費税額に30%を乗じて納付税額を算出

■適用時期

令和9年分、令和10年分

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに関する経過措置の見直し

- ・適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置（8割控除等）の見直し

期間	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日まで	80%
令和8年10月1日～令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日～令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日～令和13年9月30日まで	30%